

## 大分市税条例施行規則（抜粋）

（控除対象寄附金指定の申請等）

第 3 条の 4 前条の指定は、指定を受けようとする寄附金（以下「申請寄附金」という。）を受領し、又は受領しようとする者の申請により行う。

- 2 前項の申請を行う場合は、控除対象寄附金指定申請書に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、市長が必要がないと認めるときは、添付書類の一部を省略することができる。
  - (1) 申請寄附金が前条各号に掲げる寄附金であることを証する書類
  - (2) 法人の登記事項証明書の写し
  - (3) 市内に事務所又は事業所を有することを証する書類
  - (4) 定款、寄附行為その他これらに準ずるものの写し
  - (5) その他市長が必要と認める書類
- 3 市長は、第 1 項の申請があった場合において、控除対象寄附金の指定をしたとき、又は控除対象寄附金の指定をしないときは、その旨を控除対象寄附金（指定・不指定）通知書により当該申請をした者に通知するものとする。
- 4 控除対象寄附金の指定を受けた者は、第 1 項の申請に係る事項に異動を生じたときは、遅滞なく、控除対象寄附金指定申請事項異動届出書にその事実を証する書類を添えて市長に提出しなければならない。
- 5 市長は、第 3 項の規定による指定をしたとき、又は前項の規定による届出があったときは、その旨を告示するものとする。  
（平 24 規則 43・追加）